

## 証監会、国家外貨管理局による RQFII 新規を打ち出し

### ～試行範囲を拡大、投資規制も大幅緩和～

トランザクションバンキング部  
中国調査室

2013年3月1日、中国証券監督管理委員会(証監会)は「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」<sup>1</sup>及び「『人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する規定」<sup>1</sup>を公布し、3月21日、国家外貨管理局は「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知」<sup>2</sup>を公布しました。この三つの新政策は、2011年12月から実施された人民元適格域外機関投資家(RQFII)の域内証券投資制度を改訂し、投資主体及び投資対象の範囲を大幅に拡大すると同時に、持株比率及び投資元金のロック期間等を明確化し、RQFIIの域内証券投資に対する規制緩和を進めるものです。

#### 【政策背景】

2011年12月に、人民元の国際化及び資本市場開放の重要な手段として、人民元適格域外機関投資家による域内証券投資業務が正式にスタートしました。中国証監会、銀行業監督管理委員会(銀監会)、国家外貨管理局及び中国人民銀行は相次いで関連規定を打ち出し、域内証券投資の範囲、人民元銀行口座の開設・管理、投資限度額及び資金の仕向・被仕向送金等について定めており、RQFII管理監督制度を構築してきました。

新法規	旧法規	旧法規の有効可否
「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」	「基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」(証監会令第76号)	廃止
「『人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する規定」	「基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」の実施に関する公告(証監会公告[2011]37号)	廃止
「国家外貨管理局による人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知」	「国家外貨管理局による基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知」(匯発[2011]50号)	廃止
	「中国人民銀行による『基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する規定」(銀発[2011]321号)	有効

<sup>1</sup> 「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」及び「『人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する規定」は以下、「証監会新法規」と略称。一方で、「基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」(証監会令第76号)と「『基金管理公司、証券公司人民元適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する公告」(証監会公告[2011]37号)は「証監会旧法規」と略称。

<sup>2</sup> 以下、「SAFE 新法規」と略称。

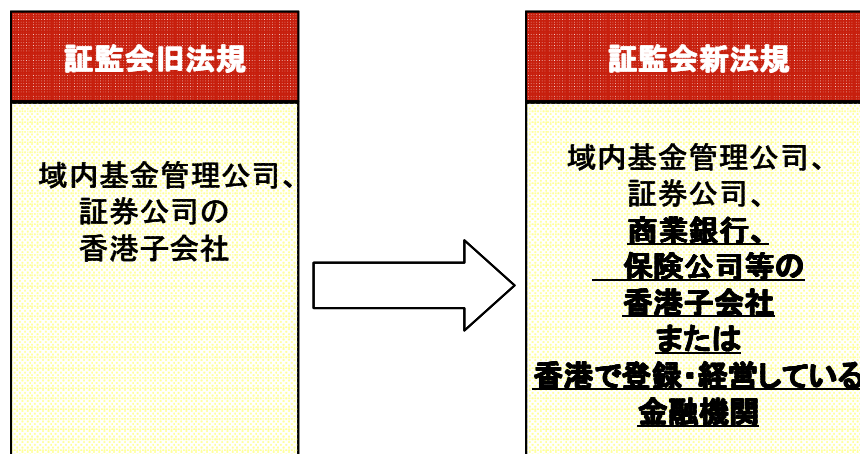
過去一年間、RQFII 試行制度は円滑に展開しており、現時点で、総投資枠は当初の 2200 億元から 2700 億元へ<sup>3</sup>と 1 年間で 10 倍以上に拡大し、投資枠規制の緩和ペースは市場の予想を上回りました。RQFII 資格を取得した域内基金管理公司、証券公司是計 27 社となり、700 億元の投資額<sup>4</sup>が認可されています。中国経済の成長性及び資本市場の投資機会を勘案し、域外投資家、とりわけ域外養老年金ファンド、保険資金等は RQFII 経由の中国証券市場への投資需要が高いと見られています。かかる背景の中、中国証監会、国家外貨管理局等の RQFII 主管当局は RQFII 制度の規制を緩和する規定を打ち出しました。

## 【「証監会新法規」の要点】

### 投資主体の拡大

「証監会旧法規」によれば、基金管理公司、証券公司の香港子会社のみが RQFII 資格を申請できるとしましたが、このたび公布された「証監会新法規」では、投資主体は従来の範囲に加え、域内商業銀行、保険公司等の香港子会社、また香港で登録・経営している金融機関まで拡大しました。

### 投資主体の拡大



### 投資対象の拡大

RQFII 制度試行の初期段階では、リスクコントロールの観点から、投資対象は債券、上海取引所に上場している株式及び ETF 商品に限られていました。「証監会新法規」では、RQFII 試行機関はインターバンク債券市場の固定収益商品、証券投資基金、株価指数先物にも投資でき、また、新株発行、転換社債発行、株式増発・割当購入等にも参加できるようになり、投資範囲が大幅に拡大されました。「証監会新法規」は、従来と比べ、RQFII 試行機関の多角的な投資ニーズを満たせるようになりました。

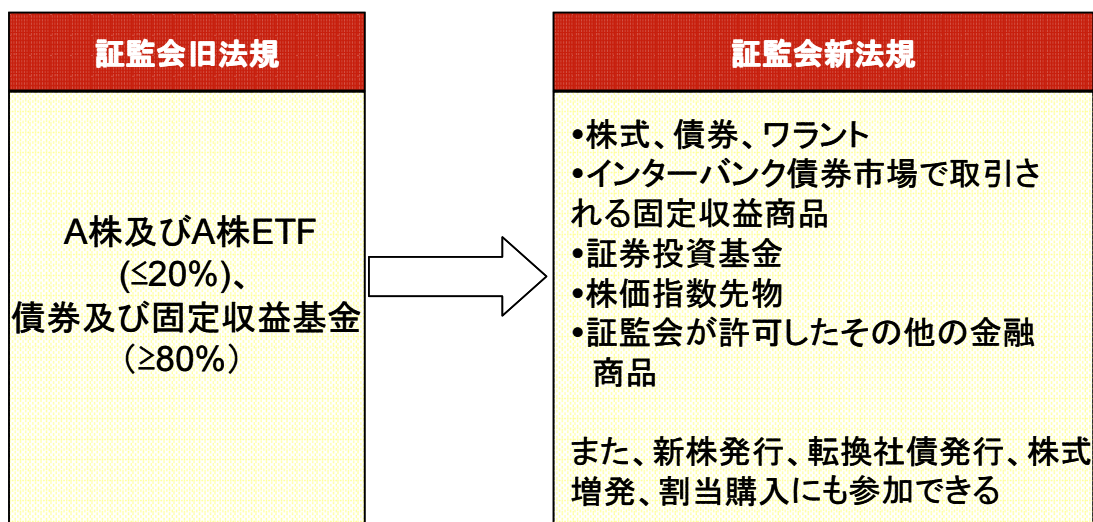
また、「証監会新法規」は、投資対象の商品別の投資枠規制を解除して、RQFII が市場動向に応じて自由に投資商品を設定することが認められ、今後 100%の RQFII 資金を株式市場へ投資することが可能となります。

<sup>3</sup> データの出所は中国証券監督管理委員会のホームページ：

[http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/bgt/xwdd/201303/t20130306\\_221916.htm](http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/bgt/xwdd/201303/t20130306_221916.htm)

<sup>4</sup> 同上。

### 投資対象の拡大



### RQFIIの持株比率

「証監会旧法規」は域外投資家が域内証券市場へ投資する場合、RQFIIの持株比率に対して明確に規定しておらず、「証監会新法規」では、下表の通り明確にしました。

域内投資	持株比率
単独の域外投資家は単一の域内上場会社への持株	域内上場会社株式の10%を超えないこと
全ての域外投資家は単一の域内上場会社への持株合計	域内上場会社株式の30%を超えないこと

うち、域外投資家は「外国投資者による上場会社への戦略投資に関する管理弁法」に基づき、上場会社に対し戦略投資を行う場合、その戦略投資の持株比率は上述の制限の対象外とします。上記のRQFIIの持株比率関連規定はQFII関連規定とほぼ同じです<sup>5</sup>。

### 【「SAFE 新法規」の要点】

「証監会新法規」に応じて、国家外貨管理局も「SAFE新法規」を公布し、RQFII資金の仕向・被仕向送金、投資元金のロック期間等について規定しているほか、罰則も明文化しました。その要点について、以下の通り紹介させていただきます。

### 投資元金のロック期間

「SAFE新法規」によると、ETF基金を除き、RQFIIの投資元金は投資限度額が許可された日から6ヶ月以内  
に振り込まれなければならない、期限を過ぎると振込みが禁止される、また、投資元金のロック期間は1年、  
即ち、全額振込み完了日から1年以内の域外への送金は禁止されています。

<sup>5</sup> 「適格国外機関投資家国内証券投資管理弁法」の実施に係る問題に関する規定」（証監会公告[2012]17号）第九条に規定されています。

## 資金流動の登記報告

「SAFE新法規」によると、域内カストディアンはRQFIIのために仕向・被仕向送金、人民元の外貨転等の業務を取り扱う際に、その真実性と合法性を審査しなければならない。また、月次ベースで「国家外貨管理局適格域外機関投資家外貨登記証」に関連の資金流動状況を記録した上で、下表の通りに国家外貨管理局に報告しなければならないと定められています。

提出時間	報告内容
毎月終了後の5営業日以内	「人民元適格域外機関投資家の仕向・被仕向送金及び外貨転の明細書」 「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資月報表」
会計年度終了後の3ヶ月以内	中国登録会計士に監査された「人民元適格域外機関投資家の域内証券投資年次財務報告（一）、（二）」

## 罰則

「SAFE新法規」では、関連の罰則も明確化されました。詳細は下表の通りです。

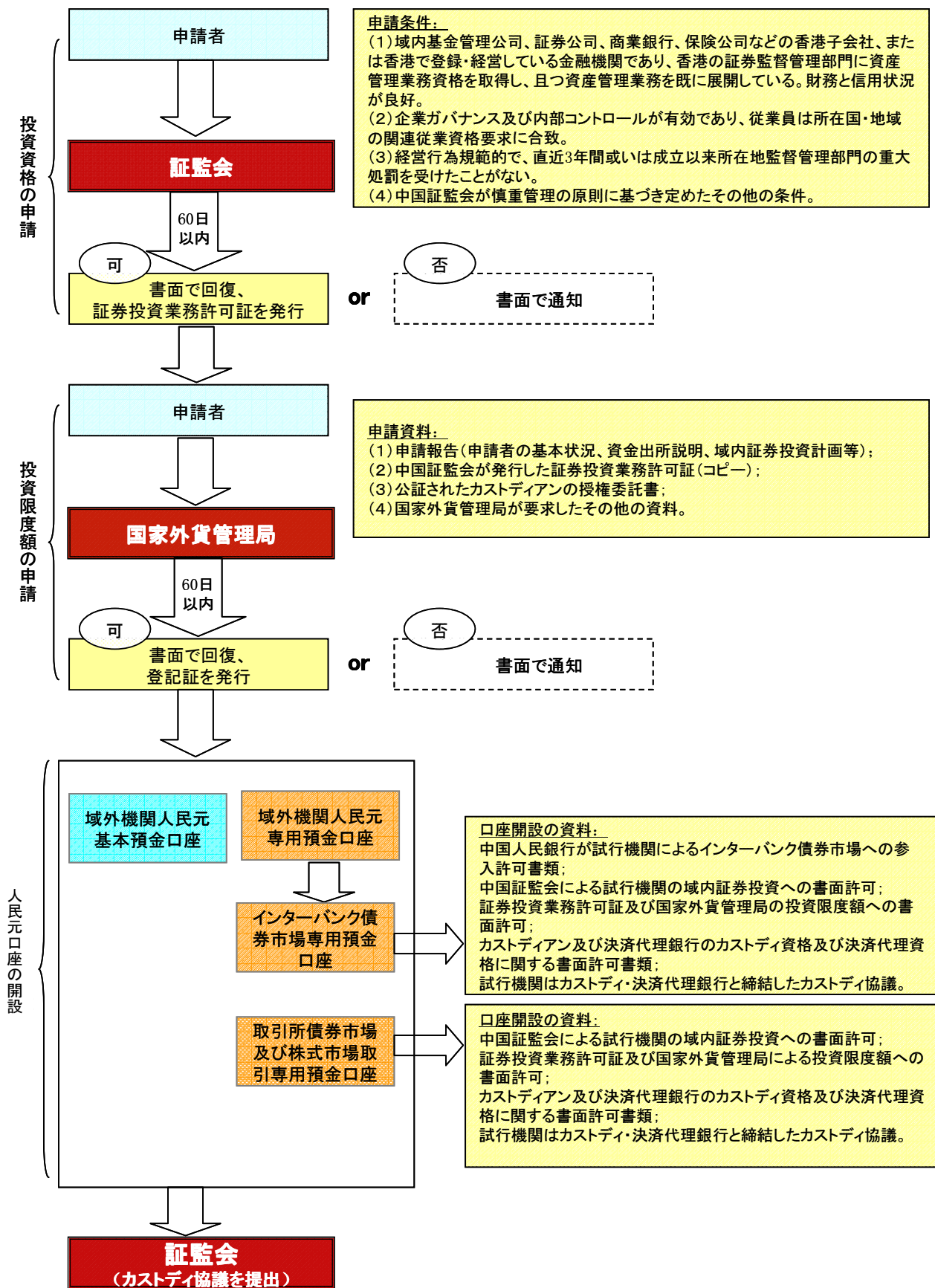
法令違反行為	処罰
本「通知」の第四条、第五条に違反して、投資限度額を超える資金を振り込んで投資する場合。	「外貨管理条例」の第四十一条に基づき処罰し、場合によっては、国家外貨管理局はRQFIIの投資限度額を取消す処罰を採用できる。
本「通知」の第六条に違反して、譲渡・転売等の方式で投資限度を取得することにより、資金を振り込んで投資する場合。	「外貨管理条例」の第四十一条に基づき処罰し、場合によっては、国家外貨管理局は投資限度額を譲渡・転売側のRQFII投資限度額を取消すことができる。
本「通知」の第七条に違反し、関連の届出申請を行っていない。	「外貨管理条例」の第四十八条の第5項に基づき処罰する。
域内カストディアンは本「通知」の第十条に違反し、RQFIIの資金仕向・被仕向送金及び人民元転・外貨転に対して真実性と合法性審査を行っていない場合。	「外貨管理条例」の第四十七条の第2項、第3項に基づき処罰する。関連要求に基づき関連報告を提出していない場合、「外貨管理条例」の第四十八条の第2項に基づき処罰する。

## 【まとめ】

RQFII制度を導入してから1年経った現在、証監会及び国家管理局が相次いで新規規定を公布し、RQFII投資への規制を大幅に緩和したことは、人民元の国際化及び資本項目の開放を加速推進する意図を示しています。RQFII制度の実施と規制緩和は、域外人民元保有者の投資ルートを拡大し、人民元の回流メカニズムを更に健全化すると共に、海外資金を招致することにより、低迷に陥ったA株市場の回復にもプラスになると見られています。今後、資本項目の開放及び人民元国際化の更なる進行に伴い、投資主体が香港以外の域外地域まで拡大されるものと推測されています。

以上

【添付1】RQFII投資資格、投資限度額、及び関連人民元口座の申請について



関連法規に基づき当行中国調査室が作成

## 【添付2】「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」対訳

中国語原文	日本語対訳
<p><b>人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法</b>            中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外汇管理局令 第90号</p> <p><b>第一条</b> 为规范人民币合格境外机构投资者在境内进行证券投资的行为，促进证券市场发展，保护投资者合法权益，根据有关法律和行政法规，制定本办法。</p> <p><b>第二条</b> 本办法所称人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者），是指经中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）批准，并取得国家外汇管理局（以下简称国家外汇局）批准的投资额度，运用来自境外的人民币资金进行境内证券投资的境外法人。</p> <p><b>第三条</b> 中国证监会依法对人民币合格投资者的境内证券投资实施监督管理，中国人民银行（以下简称人民银行）依法对人民币合格投资者在境内开立人民币银行账户进行管理，国家外汇局依法对人民币合格投资者的投资额度实施管理，人民银行会同国家外汇局依法对人民币合格投资者的资金汇出入进行监测和管理。</p> <p><b>第四条</b> 人民币合格投资者开展境内证券投资业务，应当委托具有合格境外机构投资者托管人资格的境内商业银行负责资产托管业务，委托境内证券公司代理买卖证券。</p> <p>人民币合格投资者可以委托境内资产管理机构进行境内证券投资。</p> <p><b>第五条</b> 申请人民币合格投资者资格，应当具备下列条件：</p> <p>（一）财务稳健，资信良好，注册地、业务资格等符合中国证监会的规定；</p> <p>（二）公司治理和内部控制有效，从业人员符合所在国家或地区的有关从业资格要求；</p>	<p><b>人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法</b>  <b>中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外貨管理局令 第90号</b></p> <p><b>第一条</b>、人民币適格域外機関投資家による域内証券投資の行為を規範化し、証券市場の発展を促進し、投資者の合法的な權益を保護し、関連の法律及び行政法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p><b>第二条</b>、本弁法でいう人民币適格域外機関投資家（以下人民币適格投資家と略称）は中国証券監督管理委員会（以下中国証監会と略称）により許可され、且つ、国家外貨管理局（以下国家外管局と略称）から投資限度額を取得し、域外の人民币資金を運用して域内証券投資をする域外法人を指す。</p> <p><b>第三条</b>、中国証監会は法に基づき人民币適格投資家の域内証券投資に対して監督管理を行い、中国人民銀行（以下人民銀行と略称）は法に基づき人民币適格投資家の域内人民币銀行口座の開設に対して管理を行い、国家外管局は法に基づき人民币適格投資家の域内投資限度額に対して管理を行い、人民銀行及び国家外管局は法に基づき人民币適格投資家の資金仕向・被仕向送金に対して監督管理を行う。</p> <p><b>第四条</b>、人民币適格投資家は域内証券投資業務を取り扱う際、適格域外機関投資家のカストディアン資格を保有する域内商業銀行に委託し資産カストディ業務を担当してもらい、域内証券会社に委託し証券を代理売買してもらわなければならない。</p> <p>人民币適格投資家は域内資産管理機関に域内証券投資の管理を委託することができる。</p> <p><b>第五条</b>、人民币適格投資家の資格を申請する際、以下の条件を備えなければならない。</p> <p>（一）財務安定、信用良好、登録地、業務資格等が中国証監会の規定に合致する。</p> <p>（二）会社ガバナンス及び内部コントロールが有効で、従業員が所在国、或いは地域の関連従業員</p>

(三) 经营行为规范, 最近3年或者自成立起未受到所在地监管部门的重大处罚;

(四) 中国证监会根据审慎监管原则规定的其他条件。

**第六条** 中国证监会对人民币合格投资者的境内证券投资业务资格进行审核, 自收到完整的申请文件之日起60日内作出批准或者不予批准的决定。决定批准的, 作出书面批复并颁发证券投资业务许可证; 决定不批准的, 书面通知申请人。

**第七条** 取得境内证券投资业务资格的人民币合格投资者应当持下列材料向国家外汇局申请投资额度:

(一) 申请报告, 包括申请人的基本情况、资金来源说明、境内证券投资计划等;

(二) 中国证监会颁发的证券投资业务许可证复印件;

(三) 经公证的对境内托管人的授权委托书;

(四) 国家外汇局要求提供的其他材料。

国家外汇局自收到人民币合格投资者完整的申请文件之日起60日内作出批准或者不予批准的决定。决定批准的, 作出书面批复并颁发登记证; 决定不批准的, 书面通知申请人。

**第八条** 人民币合格投资者的境内托管人应当履行下列职责:

(一) 保管人民币合格投资者托管的全部资产;

(二) 监督人民币合格投资者的境内证券投资运作;

(三) 办理人民币合格投资者资金汇出入等相关业务;

(四) 按照规定进行国际收支统计申报;

(五) 向中国证监会、人民银行和国家外汇局报送相关业务报告和报表;

(六) 中国证监会、人民银行和国家外汇局根据审慎监管原则规定的其他职责。

格の要求に合致する。

(三) 経営行為は規範的で、直近3年間或いは成立以来所在地監督管理部門の重大処罰を受けたことがない。

(四) 中国証券協会が慎重管理の原則に基づき定める他の条件。

**第六条**、中国証券協会は人民元適格投資家の域内証券投資業務資格を審査し、揃った申請書類を受領してから60日以内に認可の可否を決定する。認可を決定する場合、書面で返答し証券投資業務許可書を発行するが、不認可を決定する場合は、書面で通知する。

**第七条**、域内証券投資業務資格を取得した人民元適格投資家は以下の資料を持参し国家外管局に投資限度額を申請しなければならない。

(一) 申請報告(申請者の基本状況、資金源の説明、域内証券投資計画等);

(二) 中国証券協会が発行した証券投資業務許可証(コピー);

(三) 公証された域内カストディアンへの授權委託書;

(四) 国家外管局が要求するその他の資料。

国家外管局は、人民元適格投資家の完全な申請書類を受領した日から60日以内に認可可否を決定する。認可を決定する場合、書面で返答し登記書を発行するが、不認可を決定する場合、書面で通知する。

**第八条**、人民元適格投資家の域内カストディアンは以下の職責を履行すべきである。

(一) 人民元適格投資家に委託された全ての資産を保管する。

(二) 人民元適格投資家の域内証券投資の運営を監督する。

(三) 人民元適格投資家資金の仕向・被仕向送金等の関連業務を取扱う。

(四) 規定に基づき国際収支統計申告を行う。

(五) 中国証券協会、人民銀行、国家外管局に関連業務報告と諸表を提出する。

(六) 中国証券協会、人民銀行、国家外管局が慎重監督管理の原則に基づき定めるその他の職責。

**第九条** 人民币合格投资者在经批准的投资额度内投资人民币金融工具,应当遵守相关监管要求。中国证监会和人民银行可以根据宏观管理要求和试点发展情况,对总体投资比例和品种做出规定和调整。

人民币合格投资者投资银行间债券市场,应当根据人民银行相关规定办理。

**第十条** 人民币合格投资者开展境内证券投资业务试点,应当遵守中国境内关于持股比例、信息披露等法律法规的规定和其他有关监管规则的要求。

人民币合格投资者应当按照人民银行的规定,通过境内托管人向人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送人民币资金汇出入等信息。

**第十一条** 人民币合格投资者应当按照投资额度管理的有关要求办理资金汇出入。

人民币合格投资者可以人民币或购汇汇出本金和投资收益。

**第十二条** 中国证监会、人民银行和国家外汇局依法可以要求人民币合格投资者、境内托管人、证券公司等机构提供人民币合格投资者的有关资料,并进行必要的询问、检查。

**第十三条** 人民币合格投资者有下列情形之一的,应当在5个工作日内报告中国证监会、人民银行和国家外汇局:

- (一) 变更境内托管人;
- (二) 变更机构负责人;
- (三) 调整股权结构;
- (四) 调整注册资本;
- (五) 吸收合并其他机构;
- (六) 涉及重大诉讼及其他重大事件;
- (七) 在境外受到重大处罚;
- (八) 中国证监会、人民银行和国家外汇局规

**第九条**、人民币元適格投資家による許可された限度額内の人民币元金融商品への投資は、関連の監督管理要求を遵守しなければならない。中国証券監会及び人民銀行はマクロ管理要求及び試行発展の状況に基づき、全体の投資比率及び投資種類を規定し調整を行うことができる。

人民币元適格投資家によるインターバンク債券市場への投資は、人民銀行の関連規定に基づき取扱う。

**第十条**、人民币元適格投資家は域内証券投資業務試行を展開する際、中国域内の持株比率、情報開示等に関する法律法規の規定及びその他の監督管理規則の要求を遵守しなければならない。

人民币元適格投資家は人民銀行の規定に基づき、域内カストディアン経由で人民銀行人民币元クロスボーダー収支情報管理システムに人民币元資金の仕向・被仕向送金情報を報告しなければならない。

**第十一条**、人民币元適格投資家は投資限度額管理の関連要求に基づき資金の仕向・被仕向送金を行わなければならない。

人民币元適格投資家は人民币元或いは外貨で元金と投資収益を対外送金できる。

**第十二条**、中国証券監会、人民銀行及び国家外管局は法に基づき人民币元適格投資家、域内カストディアン、証券公司等が人民币元適格投資家の関連資料を提供することを要求し、且つ必要な質疑・検査を行うことができる。

**第十三条**、人民币元適格投資家は以下のいずれかの状況にある場合、5営業日以内に中国証券監会、人民銀行及び国家外管局に報告しなければならない。

- (一) 域内カストディアンの変更;
- (二) 機関責任者の変更;
- (三) 株主構成の調整;
- (四) 登録資本の調整;
- (五) 他の機関の吸収合併;
- (六) 重大訴訟及び重大事件にかかわる場合;
- (七) 域外で重大な処罰を受けた場合;
- (八) 中国証券監会、人民銀行及び国家外管局が定めた



<p>定的其他情形。</p> <p><b>第十四条</b> 人民币合格投资者有下列情形之一的，应当重新申领证券投资业务许可证：</p> <p>（一）变更机构名称；</p> <p>（二）被其他机构吸收合并；</p> <p>（三）中国证监会和国家外汇局认定的其他情形。</p> <p>重新申领证券投资业务许可证期间，人民币合格投资者可以继续进行证券投资，但中国证监会根据审慎监管原则认定需要暂停的除外。</p> <p><b>第十五条</b> 人民币合格投资者有下列情形之一的，应当将证券投资业务许可证和外汇登记证分别交还发证机关：</p> <p>（一）取得证券投资业务许可证后1年内未向国家外汇局提出投资额度申请的；</p> <p>（二）机构解散、进入破产程序或者由接管人接管的；</p> <p>（三）中国证监会、人民银行和国家外汇局认定的其他情形。</p> <p><b>第十六条</b> 人民币合格投资者及境内托管人在开展境内证券投资业务试点过程中发生违法违规行为的，中国证监会、人民银行和国家外汇局可以依法采取相应的监管措施和行政处罚。</p> <p><b>第十七条</b> 本办法自公布之日起施行，2011年12月16日发布的《基金管理公司、证券公司人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》（证监会令第76号）同时废止。</p>	<p>その他の状況。</p> <p><b>第十四条</b>、人民币適格投資家は以下のいずれかの状況にある場合、証券投資業務許可証を再度申請しなければならない。</p> <p>（一） 機関名称の変更；</p> <p>（二） 他の機関に吸収合併された；</p> <p>（三） 中国証券監会及び国家外管局が認定した他の状況。</p> <p>証券投資業務許可証の再申請期間中、中国証券監会が慎重監督管理原則に基づき一時中止と認定した場合を除き、人民币適格投資家は引き続き証券投資を行うことができる。</p> <p><b>第十五条</b>、人民币適格投資家は以下のいずれかの状況にある場合、証券投資業務許可証と外貨登記証をそれぞれ授与機関に返却しなければならない。</p> <p>（一） 証券投資業務許可証を取得した後1年以内に国家外管局に投資限度額を申請していない場合；</p> <p>（二） 機関が解散、破産プロセスに移行、または管財人により接管管理された場合；</p> <p>（三） 中国証券監会、人民銀行及び国家外管局が認めたその他の状況。</p> <p><b>第十六条</b>、人民币適格投資家及び域内カストディアンは域内証券投資業務を試行する過程で、法律・法規に違反する行為があれば、中国証券監会、人民銀行及び国家外管局は法に基づき関連監督管理措置及び行政処罰措置を取る。</p> <p>第十七条、本弁法は公布日より施行し、2011年12月16日に公布した「基金管理公司、証券公司人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」（証監会令第76号）は同時に廃止する。</p>
--	--

## 【添付3】『人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法』の実施に関する規定」対訳

中国語原文	日本語対訳
<p><b>关于实施《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》的规定</b></p> <p>为做好人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者）境内证券投资试点工作，现就实施《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》的有关问题规定如下：</p> <p>一、申请人民币合格投资者资格的，注册地、业务资格等应当符合下列条件：</p> <p>（一）境内基金管理公司、证券公司、商业银行、保险公司等香港子公司，或者注册地及主要经营地在香港地区的金融机构；</p> <p>（二）在香港证券监管部门取得资产管理业务资格，并已经开展资产管理业务。</p> <p>二、申请人民币合格投资者资格，应当通过境内托管人向中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）报送下列申请文件：</p> <p>（一）申请报告，包括申请原因、申请人基本情况、境内证券投资计划等，并对申请材料的真实性、准确性、完整性、合规性做出承诺；</p> <p>（二）机构注册证书复印件；</p> <p>（三）所在地监管部门颁发的业务许可证书复印件；</p> <p>（四）主要人员符合所在国家或地区有关从业资格要求的证明；</p> <p>（五）最近3年或者自成立起未受到所在地监管部门重大处罚的证明；</p> <p>（六）资金来源说明及境内证券投资计划；</p> <p>（七）最近1年经审计的财务报表；</p> <p>（八）对境内托管人的授权委托书；</p> <p>（九）中国证监会要求的其他文件。</p> <p>第（六）项“资金来源说明及境内证券投资计划”应当包括以下内容：资金来源、拟申请投资额</p>	<p><b>「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」の実施に関する規定</b></p> <p>人民币適格域外機関投資家(以下人民币適格投資家と略称)の域内証券投資試行を適切に実施するため、「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」の実施に関連する事項を以下の通り制定する。</p> <p>一、人民币適格投資家資格を申請する場合、登録地、業務資格等以下の条件に合致しなければならない。</p> <p>（一）域内基金管理会社、証券会社、商業銀行、保険会社等の香港子会社、または香港で登録・経営している金融機関であること；</p> <p>（二）香港の証券監督管理部門で資産管理業務資格の取得済みで、且つ資産管理業務を既に展開していること。</p> <p>二、人民币適格投資家資格を申請する際、域内カストディアン経由で、中国証券監督管理委員会（以下中国証監会と略称）に以下の申請書類を提出しなければならない。</p> <p>（一）申請報告（申請理由、申請者の基本状況、域内証券投資計画等を含み、且つ申請資料の真実性、的確性、整合性、合法性を承諾しなければならない）；</p> <p>（二）機関登録証（コピー）；</p> <p>（三）所在地の監督管理部門が発行した業務許可証（コピー）；</p> <p>（四）主要従業員が所在国・地域の関連従業資格の要求に合致している証明；</p> <p>（五）直近3年間或いは設立以来、所在地監督管理部門に重大な処罰を受けたことがないことの証明；</p> <p>（六）資金源説明及び域内証券投資計画；</p> <p>（七）直近1年の監査を経た財務諸表；</p> <p>（八）域内カストディアンへの授權委託書；</p> <p>（九）中国証監会が求めるその他の書類。</p> <p>第（六）項の「資金源説明及び域内証券投資計画」は以下の内容を含まなければならない：資金源、申請予</p>

<p>度、拟发行基金或产品情况、资产配置、投资研究团队、合规监察及其他后台运营安排、境内外托管人、代理买卖证券的证券公司等。</p>	<p>定の投資限度額、発行予定の基金或いは商品、資産配置、投資研究団体、コンプライアンス及び他のオペレーション計画、域内外カストディアン、証券売買を代理する証券会社等。</p>
<p>上述申請文件应当包括一份正本和一份副本。申請材料須提交復印件的，应当對復印件與原件是否一致進行鑒證。申請材料用英文書寫的，應當提供中文完整譯本，財務報表可僅翻譯審計師意見和主要報表。</p>	<p>上述の申請書類は正本及び副本（コピー）を含まなければならない。申請資料のうち副本を提出する必要がある場合、副本と正本の一致性を確認しなければならない。申請資料が英語で書かれている場合、全ての中国語訳文を提出しなければならない。財務諸表は、監査人の意見及び主要諸表の訳文だけを提出すれば良い。</p>
<p>三、人民币合格投资者应当在人民币账户开立5个工作日内向中国证监会报送正式托管协议。</p>	<p>三、人民元適格投資家は人民元口座を開設してから5営業日以内に中国証監会に正式なカストディ協議を提出しなければならない。</p>
<p>四、人民币合格投资者应当委托境内托管人向中国证券登记结算有限责任公司（以下简称中国结算公司）申请开立证券账户。人民币合格投资者可以开立多个证券账户，申请开立的证券账户应当与获批的人民币账户对应。</p>	<p>四、人民元適格投資家は、カストディアンに委託して中国証券登録決算有限責任公司に証券口座の開設を申請しなければならない。人民元適格投資家は複数の証券口座を開設でき、開設申請した証券口座は認可された人民元口座と対応していなければならない。</p>
<p>人民币合格投资者应当按照中国结算公司的业务规则开立和使用证券账户，并对其开立的证券账户负管理责任。</p>	<p>人民元適格投資家は中国決算公司の業務規則に基づき証券口座を開設・使用しなければならない、且つ開設した証券口座に対して管理の責任を負わなければならない。</p>
<p>五、人民币合格投资者在经批准的投资额度内，可以投资于下列人民币金融工具：</p>	<p>五、人民元適格投資家は許可された投資限度額内で、以下の人民元金融商品に投資することができる。</p>
<p>（一）在证券交易所交易或转让的股票、债券和权证； （二）在银行间债券市场交易的固定收益产品； （三）证券投资基金； （四）股指期货； （五）中国证监会允许的其他金融工具。</p>	<p>（一）証券取引所で取引・譲渡される株式、債券、ワラント； （二）インターバンク債券市場で取引される固定収益商品； （三）証券投資基金； （四）株価指数先物； （五）中国証監会が許可した他の金融商品。</p>
<p>人民币合格投资者可以参与新股发行、可转换债券发行、股票增发和配股的申购。</p>	<p>また、人民元適格投資家は新株発行、轉換社債の発行、株式増発・割当購入にも参加することができる。</p>
<p>六、境外投资者的境内证券投资，应当遵循下列持股比例限制：</p>	<p>六、域外投資者の域内証券投資は以下の持株比率規制を遵守しなければならない。</p>

<p>(一) 单个境外投资者对单个上市公司的持股比例，不得超过该上市公司股份总数的10%；</p> <p>(二) 所有境外投资者对单个上市公司A股的持股比例总和，不得超过该上市公司股份总数的30%。</p> <p>境外投资者根据《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》对上市公司战略投资的，其战略投资的持股不受上述比例限制。</p> <p>七、人民币合格投资者的境内证券投资达到信息披露要求的，作为信息披露义务人，应当向证券交易所提交信息披露内容。</p> <p>八、每个人民币合格投资者可以分别在上海、深圳证券交易所委托不超过3家境内证券公司进行证券交易。</p> <p>九、本规定自公布之日起施行，2011年12月16日发布的《关于实施的规定》同时废止。</p>	<p>(一) 単独の域外投資家による単一の域内上場会社への持株比率は、域内上場会社株式総数の10%を超えてはならない；</p> <p>(二) 域外投資家の全てによる単一の域内上場会社への持株比率は、域内上場会社株式総数の30%を超えてはならない。</p> <p>域外投資家が「外国投資者による上場会社への戦略投資に関する管理弁法」に基づき上場会社へ戦略投資を行う場合、その戦略投資の持株比率は上述の制限を受けない。</p> <p>七、人民元適格投資家の域内証券投資が情報開示の要求に合致する場合、情報開示の義務人として、証券取引所に情報開示の内容を提出しなければならない。</p> <p>八、各人民元適格投資家は上海、深圳証券取引所にそれぞれ3社以内の域内証券会社を委託して証券取引を行うことができる。</p> <p>九、本規定は公布日より施行し、2011年12月16日に公布された「実施に関する規定」は同時に廃止する。</p>
---	--

## 【添付4】「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知」対訳

中国語原文	日本語対訳
<p><b>国家外汇管理局关于人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点有关问题的通知</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各合格境外机构投资者境内托管银行：</p> <p>为规范人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者）境内证券投资试点业务，根据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第532号，以下简称《外汇管理条例》）、《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》（中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外汇管理局第90号令，以下简称《试点办法》）及相关外汇管理规定，现就有关问题通知如下：</p> <p>一、国家外汇管理局及其分局、外汇管理部（以下简称外汇局）依法对人民币合格投资者境内证券投资相关的投资额度（以下简称投资额度）、资金汇出入等实施监测和管理。</p> <p>二、经中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）批准取得境内证券投资业务许可证的人民币合格投资者应委托其境内托管人（以下简称托管人）代为办理本通知所要求的相关手续。</p> <p>三、人民币合格投资者应持《试点办法》第七条规定的文件和材料，向国家外汇管理局申请投资额度。</p> <p>人民币合格投资者申请增加投资额度的，除提供《试点办法》第七条（一）、（四）项材料外，另需提供《国家外汇管理局合格境外机构投资者外汇登记证》（以下简称《登记证》）和已有投资额度境内证券投资情况说明，内容包括已有额度使用情况、投资损益、合规履行和产品投资交易平均换手率等情况。</p>	<p><b>国家外貨管理局による人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各適格域外機関投資家の域内カストディ銀行：</p> <p>人民币適格域外機関投資家（以下、「人民币適格投資家」）の域内証券投資試行業務を規範化するため、「中華人民共和国外貨管理条例」（国务院令第532号、以下、「外貨管理条例」）、「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資試行弁法」（中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外貨管理局令第90号）、以下、「試行弁法」）及び関連の外貨管理規定に基づき、関連問題について以下の通り通知する。</p> <p>一、国家外貨管理局及び各分局、外貨管理部（以下、外貨局）は法に基づき人民币適格投資家の域内証券投資の関連投資限度額（以下、投資限度額）、資金仕向・被仕向送金等に対して監督管理を行う。</p> <p>二、中国证券监督管理委员会（以下、中国証監会）に許可され、域内証券投資業務許可証を取得した人民币適格投資家は、その域内カストディアン（以下、カストディアンと略称）に本通知で要求された関連手続を委託しなければならない。</p> <p>三、人民币適格投資家は「試行弁法」の第七条に規定された書類と資料を持参し、国家外貨管理局に投資限度額を申請しなければならない。</p> <p>人民币適格投資家は投資限度額の増加を申請する場合、「試行弁法」の第七条の（一）、（四）項の資料を提出するほか、「国家外貨管理局適格域外機関投資家外貨登録証」（以下、「登記証」）及び既存投資限度額の域内証券投資状況の説明（既存限度額の使用状況、投資損益、コンプライアンス及び商品投資取引平均回転率等を含む）を提出しなければならない。</p>

<p>四、国家外汇管理局对人民币合格投资者发起设立开放式基金投资额度实行余额管理，开放式基金累计净汇入的人民币资金不得超过经批准的投资额度。</p> <p>五、除开放式基金外，人民币合格投资者其他产品或资金的投资额度按发生额管理，即累计汇入资金不得超过经国家外汇管理局批准的投资额度。</p> <p>前款产品和资金应在每次投资额度获批之日起6个月内汇入投资本金，未经批准逾期不得汇入。投资本金锁定期为1年。</p> <p>该锁定期是指自人民币合格投资者足额汇入本金之日起计算，禁止其将投资本金汇出境外的期限。未在规定时间内汇足本金的，自投资额度获批之日起6个月后开始计算。</p> <p>六、人民币合格投资者不得转让、转卖投资额度给其他机构或个人使用。</p> <p>已取得投资额度的人民币合格投资者如自获批额度之日起1年内未能有效使用投资额度，外汇局依据相关情况调减其投资额度直至取消。</p> <p>七、人民币合格投资者应在其境内人民币账户开立后5个工作日内将有关开户情况报托管人所在地外汇局备案，并向国家外汇管理局报送正式的托管协议、办理相关登记手续并领取《登记证》。</p> <p>人民币合格投资者发起设立开放式基金的，还应在发起后20个工作日内，将基金招募说明书核心条款内容的中文译文报国家外汇管理局备案。</p>	<p>四、国家外貨管理局は人民元適格投資家が發起・設立したオープンエンド基金の投資限度額に対して残高管理を実施し、オープンエンド基金によるネット流入した人民元資金の総額は許可された投資限度額を超えてはならない。</p> <p>五、オープンエンド基金を除き、人民元適格投資家のその他の商品或いは資金の投資限度額に対し実行額ベース管理を行い、即ち振り込んだ資金総額は国家外貨管理局に許可された投資限度額を超えてはならない。</p> <p>前述商品及び資金は、毎回投資限度額が許可日より6ヶ月内に投資元金が振り込まれ、期限を過ぎる場合、許可を取得しない限り振り込んではならない。また、投資元金のロック期間は1年である。</p> <p>当該ロック期間は、人民元適格投資家が投資元金を全額振り込んだ日から計算し、当該期間中は投資元金の域外への送金を禁止する。規定期間内に元金が全額振り込まれていない場合、投資限度額取得日の6ヶ月後から計算する。</p> <p>六、人民元適格投資家は投資限度額をその他の機関或いは個人に譲渡・転売してはならない。</p> <p>既に投資限度額を取得した人民元適格投資家が、限度額取得日より1年内に有効に利用していない場合、外貨局は関連状況に基づきその投資限度額を削減・取消す。</p> <p>七、人民元適格投資家は域内人民元口座開設後5営業日以内に関連の口座設立状況をカスタディアンが属する外管局に届出し、国家外貨管理局に正式のカストディ協議を提出し、関連の登記手続きを行い、「登記証」を受け取る。</p> <p>人民元適格投資家はオープンエンド基金の設立を發起する場合、發起後20営業日以内に、基金募集説明書の重要な条項内容の中文訳を国家外貨管理局に届出なければならない。</p>
--	--

<p>八、已取得投资额度的人民币合格投资者，可凭国家外汇管理局额度批复文件，由托管人为其办理相关的资金汇入、汇出或购汇汇出手续。</p> <p>人民币合格投资者可汇入境内资金包括从境外汇入的投资本金、支付有关税费（如支付税款、托管费、审计费和管理费等）所需资金等，以及中国人民银行和国家外汇管理局许可汇入的其他人民币资金；可汇出境外的资金包括出售境内证券所得、现金股息、利息等资金以及中国人民银行和国家外汇管理局许可以人民币汇出或购汇汇出的其他资金。</p> <p>九、人民币合格投资者发起设立开放式基金的，可由托管人根据申购或赎回情况，每日为其办理相应人民币汇入、汇出或购汇汇出境外的手续。</p> <p>除开放式基金外的产品和资金，投资本金锁定期满后可由托管人按月为其办理人民币资金汇出或购汇汇出。托管人应区分其汇出资金中的本金与收益，汇出本金部分不得再重新汇入并相应调减其投资额度；汇出投资收益的，还应向托管人提交境内会计师事务所出具的审计报告和相关税务凭证。</p> <p>十、托管人在为人民币合格投资者办理资金汇入、汇出或购汇时，应对相应的资金汇兑和收付进行真实性与合规性审查，及时、准确地在《登记证》上按月记录有关情况，并按照以下要求向国家外汇管理局报送人民币合格投资者境内证券投资业务的相关报表：</p> <p>（一）每月结束后5个工作日内，报送《人民币合格境外机构投资者资金汇出入及购汇明细表》</p>	<p>八、既に投資限度額を取得した人民币適格投資家は、国家外貨管理局の限度額返答書類に基づき、カストディアンに関連の資金仕向・被仕向送金、外貨転・送金手続を委託して取扱うことができる。</p> <p>人民币適格投資家が域内への振込可能な資金は、域外から域内に振り込む投資元金、関連税費用（税金、カストディアン費用、監査費、管理費等）を支払うための資金、及び中国人民銀行と国家外貨管理局に許可されたその他の振込人民币資金等を含む。域外への送金可能な資金は域内証券の売却所得、現金配当、利息等資金、及び中国人民銀行と国家外貨管理局に許可された人民币、或いは外貨で対外送金できる資金を含む。</p> <p>九、人民币適格投資家がオープンエンド基金の設立を發起する場合、カストディアン経由で購入・償還状況に基づき、毎日関連の人民币仕向・被仕向送金或いは外貨転・対外送金の手続を取扱うことができる。</p> <p>オープンエンド基金の商品と資金を除き、投資元金ロック期間満了後、カストディアン経由でその人民币対外送金、または外貨転・対外送金を取扱うことができる。カストディアンは資金の元金及び収益を区分し、対外送金済みの元金を改めて域内に振り込んでではなく、且つ相応する関連投資限度額を削減しなければならない。投資収益を対外送金する場合、カストディアンに域内会計士事務所が発行した監査報告と関連の税務エビデンス等を提出しなければならない。</p> <p>十、カストディアンは人民币適格投資家のために、資金仕向・被仕向送金或いは外貨転等を取扱う際、関連の外貨転・人民币転と支払いに対して真実性と合法性を審査し、月毎に「登記証」に関連状況を遅滞なく、正確に記録し、以下の要求に基づき国家外貨管理局に人民币適格投資家の域内証券投資業務の関連諸表を報告しなければならない。</p> <p>（一）毎月終了後の5営業日以内に、「人民币適格域外機関投資家の仕向・被仕向送金及び人民币の外貨転</p>
---	---

<p>(附件1);</p> <p>(二) 毎月结束后5个工作日内, 报送《人民币合格境外机构投资者境内证券投资月报表(一)(二)》(附件2);</p> <p>(三) 每个会计年度结束后3个月内, 报送上一年度经中国注册会计师审计的《人民币合格境外机构投资者境内证券投资年度财务报表(一)、(二)》(附件3)。</p> <p>十一、人民币合格投资者违反本通知第四条、第五条规定, 超过国家外汇管理局批准的投资额度汇入资金进行投资的, 依据《外汇管理条例》第四十一条进行处罚。根据情节, 国家外汇管理局可取消人民币合格投资者投资额度。</p> <p>违反本通知第六条规定, 经转让、转卖方式取得投资额度汇入资金进行投资的, 依据《外汇管理条例》第四十一条进行处罚。根据情节, 国家外汇管理局可取消转让或转卖方人民币合格投资者投资额度。</p> <p>人民币合格投资者违反本通知第七条规定, 未办理相关备案手续的, 依据《外汇管理条例》第四十八条第(五)款进行处罚。</p> <p>托管人违反本通知第十条规定, 未对人民币合格投资者的资金汇兑和收付进行真实性与合规性审查的, 依据《外汇管理条例》第四十七条第(二)、(三)款进行处罚; 未按要求报送相关报表的, 依据《外汇管理条例》第四十八条第(二)款进行处罚。</p> <p>十二、本通知要求报送的材料应为中文文本。同时具有外文和中文译文的, 以中文文本为准。</p> <p>十三、本通知自发布之日起实施, 《国家外汇管理局关于基金管理公司、证券公司人民币合格境外</p>	<p>の明細書」を報告。</p> <p>(二) 毎月終了後の5営業日以内に、「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資月報表」(一)、(二)を報告。</p> <p>(三) 毎年の会計年度終了後3ヶ月以内に、中国登録会計士に監査された「人民币適格域外機関投資家の域内証券投資年次財務報告(一)、(二)」。</p> <p>十一、人民币適格投資家が本「通知」の第四条、第五条に違反し、国家外貨管理局に認可された投資枠を超えた資金を振り込んで投資する場合、「外貨管理条例」第四十一条に基づき処罰する。場合によって、国家外貨管理局は人民币適格投資家のRQFII投資限度額を取消す処罰を採用できる。</p> <p>本「通知」の第六条に違反し、譲渡・転売などの方式で投資限度額を取得して投資する場合、「外貨管理条例」第四十一条に基づき処罰する。場合によって、国家外貨管理局は投資限度額を譲渡・転売した機関の人民币適格投資家の投資限度額を取消することができる。</p> <p>人民币適格投資家が本「通知」の第七条に違反し、関連の届出手続を行っていない場合、「外貨管理条例」第四十八条第5項に基づき処罰する。</p> <p>カストディアンが本「通知」の第十条に違反し、人民币適格投資家の資金収支及び人民币転・外貨転に対して真実性と合法性審査を行っていない場合、「外貨管理条例」第四十八条第2項、第3項に基づき処罰する。関連要求に基づき関連報告・諸表を提出していない場合、「外貨管理条例」第四十八条第2項に基づき処罰する。</p> <p>十二、本通知に基づき提出される資料は中国語版とする。外国語と中国語の両方がある場合、中国語版を基準とする。</p> <p>十三、本規定は公布日より施行し、「国家外貨管理局による基金管理公司、証券公司人民币適格域外機関投</p>
---	---



<p>机构投资者境内证券投资试点有关问题的通知》(汇发[2011]50号)同时废止。</p> <p>国家外汇管理局 2013年3月11日</p>	<p>資家の域内証券投資試行の関連問題に関する通知」(匯發[2011]50号)は同時に廃止する。</p> <p>国家外貨管理局 2013年3月11日</p>
--	--

【日本語仮訳:三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室**

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255